

町職員による家屋評価調査実施のお知らせ

平成30年度から令和2年度にかけて、固定資産税の課税対象となる家屋の全棟調査をしています。この調査の一環として、昨年度から家屋照合調査を行ってきましたが、その結果、固定資産税課税のための評価が必要と思われる家屋については、これから町職員が現地調査を実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

○全棟調査とは

この調査は、町内のすべての家屋を固定資産課税台帳の登録事項と照合し、増改築や未登記による課税もれ、取壊し等を調査するもので、固定資産税の課税対象となる家屋を正確に把握し、固定資産税の公平かつ公正な課税を行うことを目的としています。

○家屋評価調査方法

調査は原則2人1班で行い、調査対象の家屋の外部を計測したり、形状や面積、仕上げ等の確認を行います。敷地に立ち入っての調査になりますので、家屋関係者の立会をお願いします。

また、調査時に家屋所有者のお名前や家屋の建築年月日、用途、構造、階数等を確認します。書類等への記入をお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。

○注意事項

町職員が家屋調査以外の調査を行うことはありません。

※なりすましにはご注意ください。ご不審な場合には茨城町税務課までお問い合わせください。

○調査期間 令和元年10月～令和2年12月



【問合せ先】 税務課 資産税グループ ☎ 029-240-7114 (直通)
(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)